～外国人を雇用する事業者のみなさまへ～

外国人従業員の方の住民税の納税にご協力ください!

従業員に給与を支払う事業者は、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である従業員に代わって、毎月支払う給与から住民税を天引き（特別徴収）し、従業員の住所地の市町村に納入することが義務付けられています。

外国人を雇用する場合でも、日本人を雇用する場合と同様に、特別徴収を行っていただく必要があります。

※外国人従業員の方が在留資格の変更及び在留期間の更新をした際、納税義務を履行していない場合には、消極的な要素として評価されます。

外国人の従業員が出国・退職するときには、住民税の納め忘れがないよう、残りの住民税の一括徴収や納税管理人の選任をお願いします。

■住民税の一括徴収

出国や退職などにより、従業員が事業者から給与の支払いを受けなくなる場合は、住民税の残りの税額について、事業者が一括して徴収する必要があります。（※）

※6月～12月に出国・退職する場合には、法令上義務ではありませんが、一括徴収にご協力ください。

■納税管理人の選任

出国する外国人従業員が、出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方（※１）の中から、自身に代わって納税に関する一切の手続き（書類の受取り、納付など）を行う方（納税管理人※2）を定め、市町村に届け出る必要があります。

※１　例えば、勤務先、友人など。個人、法人の別は問いません。

※２　納税管理人の方は、外国人従業員に代わって納税義務を負うものではありません。仮に滞納となった場合でも、納税管理人の方が滞納処分を受けることはありません。

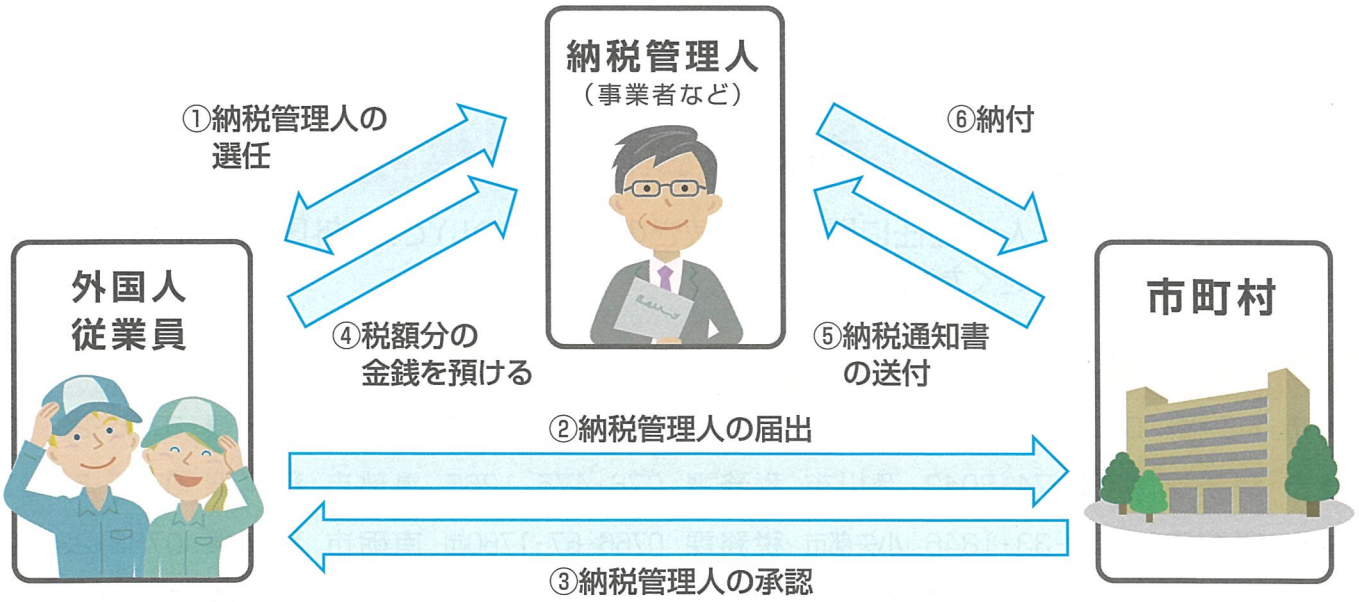

富山県・県内各市町村

出国時期に応じた手続

◆1月～5月に出国するとき

○住民税の残りの税額を一括徴収する義務がありますので、支払う給与や退職金から一括徴収を行ってください。

○1月1日時点で県内に住所がある場合、1月2日以降に出国しても翌年度の住民税が課税されますので、納税管理人の選任や就任にご協力をお願いします。

〈イメージ〉３月に出国するケース（当年度の住民税が課税されている場合）

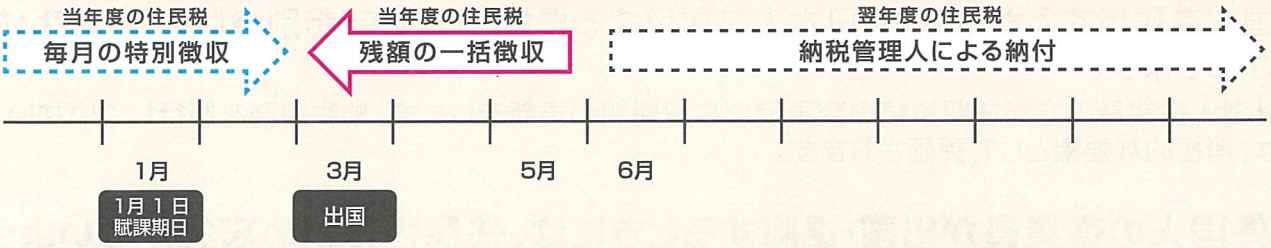

※当年度の住民税が課税されていない場合でも、翌年度の住民税が課税されます。手続きの詳細については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

◆6月～12月に出国するとき

○従業員の申出により、支払う給与や退職金から一括徴収をすることができますので、従業員に申出の働きかけをお願いします。

○従業員の申出を得ることができない場合など、一括徴収を行うことが困難なときは、納税管理人の選任や就任にご協力をお願いします。

〈イメージ〉９月に出国するケース

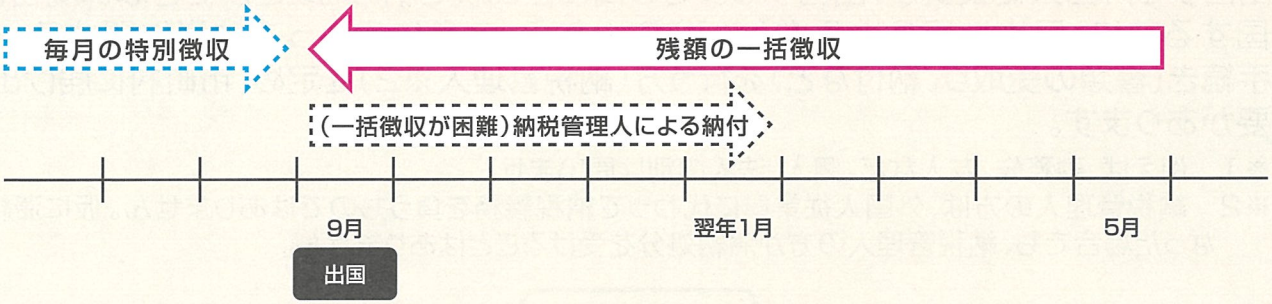

お問い合わせ先

一括徴収や納税管理人の選任に関する手続きの詳細については、外国人従業員がお住まいの市町村にお問い合わせください。

市町村	担当課	電話番号	市町村	担当課	電話番号	市町村	担当課	電話番号
富山市	市民税課	076-443-2033	高岡市	市民税課	0766-20-1261	魚津市	税務課	0765-23-1009
氷見市	税務課	0766-74-8043	滑川市	税務課	076-475-1265	黒部市	税務課	0765-54-2117
砺波市	税務課	0763-33-1346	小矢部市	税務課	0766-67-1760㈹	南砺市	税務課	0763-23-2005
射水市	課税課	0766-51-6618	舟橋村	総務課	076-464-1121㈹	上市町	財務課	076-472-2374
立山町	税務課	076-462-9952	入善町	税務課	0765-72-1100㈹	朝日町	税務課	0765-83-1100㈹